

府政防第53号
消防災第10号
平成29年1月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年8月に一部改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」につきましては、内閣府において、以下の検討会等の報告を踏まえ、内容の見直し、充実を図るとともに、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更する改定を本日行いました。

- ・ 平成28年8月の台風第10号災害を受けて設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」
- ・ 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」

貴職におかれましては、本改定の趣旨を御理解の上、今後の自然災害からの避難対策に万全を期すため、別添について、貴都道府県内の市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

市町村が避難勧告等を適時的確に発令できる体制を確保するためには、都道府県の市町村に対する支援が不可欠です。「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」（平成28年12月20日消防災第176号）など関連する検討会の報告や通知等^{*}も参考に、関係機関・都道府県関係部局が連携して市町村に助言する体制を構築するなど、各市町村における取組について必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

※内閣府HP参照（随時更新していく予定）

(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>)

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付	参事官(調査・企画担当)付
	参事官補佐 多田 直人
	主 査 吉松 直貴
	TEL : 03-3501-5693 (直通)
消防庁 国民保護・防災部 防災課	
	災害対策官 田中 克尚
	総務事務官 森田 萌水
	TEL : 03-5253-7525 (直通)